

令和6年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年9月6日（金）
午前9時30分～午前11時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 19人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 2番 茂 清志 4番 国谷 晃
5番 中村 敏 7番 木下 幸雄
8番 北森 康雄 9番 坂井 義彦
10番 森川 重光 11番 北山 久雄
13番 森田 高雄 14番 杉林 清則
15番 熊南 昭浩 16番 山崎 修
18番 林 作三 19番 古田 茂
20番 大橋 芳信 21番 山崎 巖
4. 欠席委員 4人
1番 各川 豊章 3番 加藤 輝夫
6番 大道 勝則 17番 西田 清範
5. 議題
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第28号 事業計画の変更申請について
議案第29号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

報告事項第18号 農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について
報告事項第19号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第21号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第22号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、1番各川委員、3番加藤委員、6番大道委員、17番西田委員から欠席届があり、出席委員数は19名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただいまより令和6年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案5件、報告事項5件がございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。

16番 山崎(修)委員、18番 林委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第26号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから4ページまでです。今回の申請件数は、15件で、申請面積は37,628.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地ではトマト、キュウリを栽培する予定です。

2番から9番は、経営の縮小または労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は婦中町板倉にある自作地を耕作しており、経営の拡大のため譲り受けるものです。申請農地では、コシヒカリを

栽培する予定です。

10番から12番は兄から弟及び妹へ贈与により所有権を移転するものです。10番は、兄から弟へ所有権を移転するものです。譲受人は近隣に住む耕作者です。申請農地では、柿、カボチャ、サツマイモ等を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

11番は、兄から妹へ所有権を移転するものです。譲受人はこれまでも弟や妹と共に申請農地の耕作に協力してきたとのことです。申請農地では、ナス、トマト、ネギ、ブロッコリー等を栽培する予定です。

12番は、兄から妹へ所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、これまでも両親、兄、姉、夫と共に申請農地の耕作に協力していたとのことです。申請農地では、キュウリ、トマト、ピーマンなどを栽培する予定です。

13番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

14番は、経営の縮小のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では牧草を栽培する予定です。

15番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地が自宅に隣接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。親族や近隣住民に教えていただきながら耕作していくとのことです。申請農地では、キュウリ、トマト、ナス等を栽培する予定です。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといた

します。

会 長 続きまして、議案第27号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから9ページになります。

今回、4条申請は、4件、5条申請は10件、合計面積は13,287.58㎡です。それでは、議案書6ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、月岡地区において、農家住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、既存の住宅敷地は先代が昭和33年ごろから使用しており、今回隣接地との境界を調査したところ、既存敷地の一部に地目が田であることが発覚し、これを是正するため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径300mの範囲内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請2番は、老田地区において、店舗併用住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は喫茶店を営んでおり、既存の建物が老朽化したため、隣接地において店舗併用住宅を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

4条申請3番は、大山地域福沢地区において、農家用倉庫を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、隣接地の売却の際に調査したところ、既存敷地の一部に地目が田であることが発覚し、これを是正するため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、代替可能性なしを適用しております。

4条申請4番は、八尾地域保内東部地区において、農家住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、既存の住宅敷地は先代が昭和47年ごろから使用しており、昨年リフォームをした際に、既存敷地の一部に地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書 7 ページをご覧ください。

5 条申請 1 番は、熊野地区において、資材置場を整備するものでございます。申請人の〇〇は建築工事の設計、建築資材の販売等を行っております。転用の概要といたしましては、資材の保管場所が手狭になってきたため、隣接地において、資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5 条申請 2 番は、月岡地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の●●は、液化石油ガス、ガス配管工事等を行っております。転用の概要といたしましては、資材の保管場所が手狭であるため、隣接地において、資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径300mの範囲内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5 条申請 3 番は、藤木地区において、資材置場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は△△の個人事業主として、主に配管工事等を行っております。転用の概要といたしましては、資材の保管場所が手狭になってきたため、事業所の隣接地において、資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、前所有者が平成7年頃に車庫を建築しておりましたが、農地であることが判明したため、今年6月に車庫を取り壊し、今回申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5 条申請 4 番、6 番は、八幡地区において、電気事業者が鉄塔建替工事に伴う作業車両の駐車場と資材置場として、5 番は、資材置場として一時的に利用する転用の計画であります。今回は鉄塔の敷地ではないため許可が必要となるものです。期間は許可日から令和7年11月30日までとなっております。計画している敷地については、原状回復が確実であり、鉄板を敷き詰めるなど、撤去後も農地に支障を及ぼさないよう配慮されることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5 条申請 7 番は、老田地区において、分家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、夫婦で市外のアパートに居住しておりますが、手狭になったため、相互扶助に適した実家の隣接地である申請地において住宅建築のため、今回申請され

たものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請8番は、大山地域福沢地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の□□は、主に資産管理業を行っております。転用の概要といたしましては、経営しているアパートの入居者が増え、駐車スペースがなく、路上駐車が目立っていることから、駐車場スペースを確保するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請9番は、八尾地域保内西部地区において、農家住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、農機具保管場所が手狭になってきたため、既存の農業用倉庫を建て替えるにあたり、農業用機材を保管する場所を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請10番は、婦中地域古里地区において、エコステーションを整備する計画でございます。申請人の■■は、主に産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬、処理業務等を行っております。転用の概要といたしましては、家庭から出る古紙を回収するステーション作りのため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良が実施されていないことから、農地区分は第2種農地、許可基準は、代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第27号農地法第4号第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第28号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第28号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書は10ページになります。こちらは、陸砂利採取の一時転用の期間延長についての変更申請でございます。この案件につきましては、令和5年9月29日に農地法第5条許可を受け、2年間の陸砂利採取の計画でありましたが、納入先の廃業により、土砂の搬出が滞り当初計画より大幅に遅れが生じたため、1年間工期を延長したく今回申請されたものであります。その他の工事内容に変更はございません。以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第28号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第29号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第29号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、11ページから13ページです。議案書11ページをご覧ください。

今回の申請件数は17件あり、年区分は、1～2年が5件、3～5年が6件、6～9年が2件、10年以上が4件です。設定面積は、82,766.00㎡です。

すべて相対です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤

強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第29号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続きまして、議案第30号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第30号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書14ページをご覧ください。

本件は、令和6年度第4回総会、議案第20号にて、納税猶予に関する適格者証明の交付を決定したところ、願出者から、追加で証明願が提出されたものです。

8月29日に農業委員等に現地調査を行っていただき、農地が耕作されていることを確認しました。相続人は、被相続人の子であり、納税猶予についての要件はすべて満たしております。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きます、報告事項に入ります。

第18号 農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について

第19号 農地法第3条の3の規定による受理について

第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第21号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第22号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第18号農地法第3条の規定による使用貸借権許可期間の延長についてご報告します。議案書のページは15ページから17ページです。本件は、平成26年に設定した父と子の使用貸借権について、貸人である父の経営移譲年金受給のため、使用貸借権の許可期間を延長したものです。

以上でございます。

報告事項第19号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、18ページから24ページです。今回の受理件数は21件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第20号農地法第18条第6項の規定による貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、25ページから29ページです。解約件数は15件で、解約面積は57,621.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第21号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案は30ページから34ページになります。今回の受理件数は、4条が2件、5条が13件、合計面積は8,053.00㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは33ページの5条の8番の1件でございます。

以上でございます。

報告事項第22号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて、ご報告いたします。

議案書の35ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和2年8月14日に農地法5条で届出されましたが、譲受人が届出地を分譲住宅に係る開発区域から外したた

め取り消すものです。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

◇◇委員 　　報告事項第18号の申請第1号について、当初令和6年6月5日となっていた期限を令和16年6月6日に延長すると10年と1日に延長したことになるのではないのでしょうか。

期間を10年延長する理由は何なのでしょう。

事務局 　　延長する期間については、特段の定めはなく、当事者の合意によるものです。

◇◇委員 　　報告第22号について、取消しの効力は過去に遡って及ぶのでしょうか。また、民法上、取消権の行使期間は5年間と定められていますが、そのような期間制限の適用もあるのでしょうか。

取消しの効力が遡及するのか否かによって、現在の登記を錯誤で更正するか、もしくは登記自体を取消しするか変わるため、質問するものです。

事務局 　　今回の取消しの案件については、転用許可後、転用前の状態と変化がないことから、申請に基づき、許可自体を初めからなかったことにするものであります。

また、所有権移転後の許可の取消しは原則として認めておりませんので、移転登記を遡って無効とすることはありません。

会 長 　　他に何もありませんので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　　次に、協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。初めに、富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書（素案）についてをお願いします。

（事務局説明）

会 長 　　それでは、ただ今説明がありました意見書（素案）について、ご意見等があれば承りたいと思います。

◆◆委員 　　5ページの2番目の中山間地域における遊休農地について、ぜひ強

く要望したいです。

中山間地域は高齢化によって衰退している地域が多々あります。

所有者がなくなった農地は集落営農で管理しています。農地の所有は個人もしくは農地所有適格法人のみ認められているかと思えます。現状、地域で農地を所有できないため、集落営農で所有するしかないのですが、集落営農が今後どうなるかわからないため、地域の遊休農地が増えていくのではないかと懸念しています。

地域で農地を管理するためにはスマート農業が有効だと思いますが、スマート農業を進めるうえで、費用面の課題があります。よって、集落で農地を管理するための費用の助成について検討をお願いしたいです。

また、費用の助成に関して、現在は農地に関する費用の助成はありますが、農地に付随する畦畔や用排水路の管理費の助成はありません。このような費用に関する助成についても検討をお願いしたいです。

事務局 相続放棄などにより所有者が不明な農地に関しては、農地関連法上、借り受けることはできますが、取得することは認められておりません。

現行の民法上、所有者が不明である土地の取得について、要望することは難しいのではないかと思います。

また、農地の管理については、地域で農地や畦畔などを管理するための費用の助成を要望することは必要であると考えておりますので、意見書への反映を検討したいと思えます。

会長 それでは、事務局から説明のありましたとおり、次回の総会で、今回提示のあった意見書について採択の可否などを審議したいと思いますのでよろしくお願いします。

会長 次に事務連絡について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思えます。

会長 特に何もありませんので、令和6年度第6回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。